

個別施設計画

策定年月日	R6.3.29
-------	---------

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	新城寮		所管所属名称	職員厚生課	
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	職員住宅	小分類	知事部局職員宿舍
主要建物概要					
構造	鉄筋コンクリート	用途	職員宿舍	建築日	1997/3/21
経過年数	27	耐用年数	47	目標使用年数	60
運営方式	委託	管理者名称	気仙沼地方振興事務所	全延床面積(㎡)	2283.37
所在地	気仙沼市東新城三丁目9				
2 計画期間					
計画期間は令和6年から令和35年までの30年間とする					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	県職員宿舍規則(平成16年宮城県規則12号) 県職員宿舍整備計画(平成21年10月職員厚生課)		必要性の有無	有	
業務内容	主に県北区域(気仙沼地方振興事務所の所管区域内)を勤務地とする職員が居住する宿舍				
必要性の判断理由	現状の必要性判断は県職員宿舍整備計画による。 気仙沼区域は、他の県域からの通勤に時間を要する地域であることから宿舍需要は高く、人事異動に係る赴任までの時間的制約等を考慮すると、職員の福利厚生目的に加え、円滑な人事異動、人事政策的な目的のための施設として、必要性は高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	新城寮は、「必要性の判断理由」のとおり、人事政策上、今後も継続して使用していく必要があることから、長寿命化事業を実施し、施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる。 管理・修繕費用は貸付料等の財産収入で賄うのが基本となるが、公共施設等整備基金を活用して大規模改修等を行うなど、施設の維持管理を適切に実施していく。 また、近年の気候変動に伴う猛暑への対応として、各居室にエアコンを設置するなど、時代のニーズに合わせた住環境の改善を図っていく。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和6年で築27年の比較的新しい宿舍であるが、東日本大震災で生じた地盤沈下の被害を未だ修繕できていない状況にある。そのほかの施設の損傷については、監視保全に努め、小破修繕で随時対応してきている。 大規模改修については、屋上防水及び外壁改修工事、衛生工事、地盤沈下の復旧を計画的に行う必要がある。 また、住環境の改善として、令和6年度から順次、各居室へエアコンを設置していく。 以上を踏まえ、今後は管理に関する基本的な方針に基づき、計画保全を継続し、維持管理を行っていく。				
6 対策内容、時期及び概算費用					
7 財源内訳					